

委 員 会 規 程（総 則）

令和 8 年 7 月 7 日制定

一般社団法人建設 R X コンソーシアム

（目 的）

第 1 条 この規程は、一般社団法人建設 R X コンソーシアム（以下「本会」という。）定款第 4 3 条の規定に基づき、本会に設置する委員会の設置、種類、権限、構成、運営その他委員会に関する共通事項を定めることを目的とする。

（委員会の設置）

第 2 条 本会は、理事会の決議により、定款に定める目的を達成するために必要な委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

2 委員会の設置、廃止又は統合は、理事会の決議によるものとする。

（委員会の種類）

第 3 条 本会に設置する委員会は、次の各号に掲げるものとする。

1. 運営委員会
 2. 企画調整委員会
 3. 実用化推進委員会
 4. その他理事会が必要と認めて設置する委員会
- 2 前項各号に掲げる委員会の具体的な所掌事項、権限、構成その他必要な事項は、理事会の決議又は別に定める個別委員会規程により定める。

（委員会の権限）

第 4 条 委員会は、理事会から委任された範囲において、審議、決定、承認、又は執行を行うものとする。

- 2 本会に入会の可否その他の重要事項に関する承認権限を付与する場合には、定款および当該委員会に関する個別委員会規程において、その旨を明示するものとする。
- 3 委員会は、理事会の決議又は定款に定める場合を除き、理事会の権限を代替するものではない。
- 4 委員会は、その所掌事項を円滑に遂行するため、必要に応じて、当該委員会の下に小委員会又は部会その他の実務組織を設置することができる。

(理事会との関係)

第5条 委員会は、定款、理事会の決議、本規程および当該委員会に適用される個別委員会規程に従い、その権限を行使するものとする。

2 委員会は、理事会から委任された権限の範囲を超えて意思決定を行ってはならない。

3 委員会は、その活動状況および決定事項について、理事会又は理事長に対し、必要に応じて報告を行うものとする。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、個別委員会規程の定めるところにより選任された委員をもって構成する。

2 委員の資格、人数、任期、選任又は解任その他委員の取扱いに関する事項は、個別委員会規程において定める。

3 委員会は、その目的に照らし必要があると認める場合には、理事会の定めるところにより、委員以外の者をオブザーバーとして参加させることができる。

(委員長および副委員長)

第7条 委員会には、委員長を置くものとし、必要に応じて副委員長を置くことができる。

2 委員長および副委員長は、理事会が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、その議事を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(委員会の開催)

第8条 委員会は、委員長が必要と認めたとき、又は理事会若しくは理事長の要請があったときに開催する。

2 委員会の開催頻度、開催方法、議事の手続その他会議運営に関する事項は、個別委員会規程又は理事会の決議により定める。

(議事および議決)

第9条 委員会の議事および議決の方法は、個別委員会規程に定めるところによる。

2 個別委員会規程に定めがない事項については、委員会は出席した委員の過半数の同意をもって議決するものとする。

(規程の変更)

第10条 この規程は、定款の趣旨に反しない範囲において、理事会の決議により変更することができる。

(補 則)

第 1 1 条 この規程に定めのない事項については、定款、関係法令および理事会の決議の定めるところによる。